江戸川河川区域内道路の一時使用届出書

道路管理者 市川市長

申請者 住所 (責任者) 氏名 TEL

市川市が維持管理(表面管理)している江戸川河川区域内の道路を以下【使用条件】遵 守のうえ、一時使用するため、次のとおり届け出ます。

使 用 場 所	市川市
道路の種類	 サイクリングロード 遊歩道 その他()
一時使用の内容	
使 用 日 時	令和 年 月 日()から令和 年 月 日()まで
備考	受
(担 当 者 σ	付
連絡先等)	印
	※市記入欄

※使用場所を示す案内図及び一時使用内容がわかるもの(企画書等)を添付

【使用条件】

- 1. 申請者が原因で当該施設を破損若しくは汚損した場合は、申請者にて現状復旧すること。
- 2. 近隣住民に対し事前に使用内容等を十分に説明し、苦情のないように配慮すること。 また、第三者に損害を及ぼした場合は、自己責任において対処すること。
- 3. 使用状況に応じ、交通保安員または誘導員を配置すること。
- 4. 使用状況に応じ、以下機関に必要書類を提出すること。
 - ①所管警察署(道路使用許可申請書)
 - ②江戸川河口出張所(届出書)
 - ③市川市公園緑地課(都市公園制限行為申請書)